

写

北下審収第1号  
令和2年2月18日

北本市長 三宮幸雄様

北本市下水道事業審議会  
会長 秋葉清

### 下水道使用料の改定に関する答申書

令和元年10月18日付け、北都下発第134号で諮問がありました下水道使用料の改定について、当審議会で慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

#### 記

##### 1. 本市公共下水道事業の現状

公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業であり、一般会計との適切な経費の負担区分を前提として、事業に伴う収入によって経費を賄う独立採算制を原則としている。

現在、下水道事業を取り巻く経営環境は大きく変化しており、財政状況を含めて、一層厳しくなっている。国からも公営企業会計の適用や経営戦略の策定による経営基盤の強化が求められ、本市では、平成29年4月に地方公営企業法の財務規定等の適用による公営企業会計への移行、さらに、平成30年2月には、北本市公共下水道事業経営戦略（平成29年度～令和13年度）を策定し、経営基盤の強化を進めている。

本市の公共下水道事業は、昭和49年から整備を開始、昭和56年4月に供用を開始し、計画的に下水道施設の整備を進めた結果、平成30年度末の市街化区域内の整備率は、84.7%、行政人口の普及率は74.5%となっている。

収支構造について、平成30年度決算をみると、下水道使用料で賄うべき経費である使用料対象経費（税抜）約7億251万円に対して、下水道使用料の収入（税抜）は約5億1,723万円で、約1億8,528万円不足している。また、公共下水道事業の経営指標で表すと、汚水処理原価（税抜）135.2円/m<sup>3</sup>に対し使用料単価（税抜）は99.5円/m<sup>3</sup>で、経費回収率は73.6%となって

おり、収支のバランスは一般会計からの繰入金である他会計補助金により保たれている。

このように、本市の公共下水道事業は、他会計補助金に依存しており、過去に平成16年度、平成21年度と2回、使用料の改定を行ったが、依然としてこの状況が解消されず健全な経営とは言えない。

## 2. 下水道使用料見直しの必要性

今後、行政人口の減少や節水意識の高まりにより、水需要は減少し、新規の下水道接続が増加したとしても、水洗化人口の減少により下水道使用料の収入は減少すると予想され、さらに、下水道施設が供用開始から39年を経過し、将来的に老朽化対策費用が必要となる。

これらのことから、下水道事業の経営基盤の強化及び持続可能な事業運営のため、安定した収入源としての下水道使用料の引き上げが必要であると考える。

## 3. 下水道使用料改定について

下水道使用料の改定にあたっては、適切な財政見通しを持った北本市公共下水道事業経営戦略に基づき、適正な原価設定により、下水道使用料を算定することになる。

下水道使用料の見直しは、原価のうち使用料対象経費を下水道使用料で賄い、他会計補助金の繰入れを削減することを目標とし、目標年度は、下水道施設の更新が始まる令和14年度とする。なお、下水道使用料の検証は、北本市公共下水道事業経営戦略の見直しスケジュールと連携させ、概ね4年ごとに行うこととする。

今回の下水道使用料の改定は、令和2年度～令和5年度を対象とし、市民生活に与える影響に配慮し、使用料対象経費の目標回収率を約80%とした。

なお、水量区分については、平成21年度の改定時に小口利用区分を対象に細分化されていることや、近隣自治体の小口利用区分と比較しても細分化されているため、今回の改定において水量区分の見直しは行わないこととし、特定の下水道利用者に負担が偏らないように、基本料金及び超過料金ともに改定の対象とした。

#### 4. 本市公共下水道事業の今後の課題

今後は、下水道サービスの受益者であるとともに負担者でもある市民に下水道事業を進める上での最大の理解者になってもらうため、日頃から事業内容や経営状況を開示するなど、事業の透明性を高めるための取組に一層の力を注ぐ必要がある。

また、適切な収入の確保はもとより、不明水流入防止に取り組むなど、更なる支出の削減に取り組むことを望む。

以上のことから、北本市下水道事業審議会の意見を取りまとめ、下水道使用料の改定について、別紙のとおり提案する。

この提案は、下水道事業の経営の健全化を満足させるものではないが、健全化に向けた第一歩となるよう希望するとともに、今後も事業経営の効率化に努め、健全化に向けた取組を推進されるよう望む。

別紙

使用料の改定について（提案）

下水道使用料体系		(1ヶ月)	
汚水排除量	使用料		
		現行	提案
～ 8 m <sup>3</sup> まで	基本料金	600円	700円
9 m <sup>3</sup> ～ 20 m <sup>3</sup>	超過料金 (1 m <sup>3</sup> 当たり)	100円	115円
21 m <sup>3</sup> ～ 30 m <sup>3</sup>		105円	120円
31 m <sup>3</sup> ～ 40 m <sup>3</sup>		110円	125円
41 m <sup>3</sup> ～ 50 m <sup>3</sup>		115円	130円
51 m <sup>3</sup> ～ 100 m <sup>3</sup>		125円	140円
101 m <sup>3</sup> ～ 500 m <sup>3</sup>		135円	150円
501 m <sup>3</sup> ～		145円	160円